

令和3年度

山形県公共事業の評価に関する意見

令和4年3月

山形県公共事業評価監視委員会

令和3年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成10年度に設置されて以来、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、全国各地で大規模災害が頻発化・激甚化しており、本県においても令和2年7月豪雨により県内各地で甚大な被害が発生するなど、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要なものとなっている。

こうした中、社会資本の整備は、これまで以上に重要性を増しており、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継いでいくことが一層求められている。そのため、引き続き既存施設の計画的な維持管理・更新を図るとともに、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな県民生活の実現に資する社会資本整備を戦略的かつ計画的に展開していくことが不可欠である。

当委員会では、今年度、審議を2回、現地調査を1回行い、ハード対策に加え地域と連携した防災訓練等のソフト対策の推進や、児童や高齢者の安全確保・周辺の自然環境の保全に対する考慮、地域一帯の景観との調和への配慮、用地取得に時間を要し長期化している箇所等の早期解消などについて意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和3年度の公共事業の評価について、当委員会の意見をとりまとめたので提出する。

令和4年3月22日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県公共事業評価監視委員会

委員長 貝山道博

I 個別事業に対する意見

1. 事前評価

下記 12 件の個別事業を審議したところ、事業実施が妥当である。

- (1) 街路整備事業 長井都市計画道路 3・4・1 号 長井駅海田線
- (2) 街路整備事業 山形広域都市計画道路 3・2・201 号 山元蔵増線
- (3) 道路改築事業 一般国道 287 号外 1 路線 (羽入工区)
- (4) 河川改修事業 古佐川
- (5) 河川改修事業 和田川
- (6) 農地整備事業 沖の原地区
- (7) 農地整備事業 紫山向山地区
- (8) 農地整備事業 清水堰地区
- (9) 農地整備事業 笹川左岸上流地区
- (10) 農地整備事業 日向中部地区
- (11) 防災減災事業 山寺堰地区
- (12) 防災減災事業 最上川下流左岸 (京田川) 地区

2. 事業中評価

下記 19 件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1) 街路整備事業 山形広域都市計画道路 3・4・25 号 東原村木沢線
- (2) 街路整備事業 酒田都市計画道路 3・2・2 号 豊里十里塚線
- (3) 道路改築事業 (主) 山形天童線 (成生工区)
- (4) 道路改築事業 一般国道 287 号 (杉山 (2) 工区)
- (5) 道路改築事業 (主) 大江西川線 (貫見 (2) 工区)
- (6) 道路改築事業 (主) 長井白鷹線 (荒砥橋工区)
- (7) 道路改築事業 一般国道 287 号米沢長井道路 米沢北バイパス
- (8) 道路改築事業 一般国道 287 号米沢長井道路 米沢川西バイパス
- (9) 道路改築事業 一般国道 287 号米沢長井道路 川西バイパス

- (10)交通安全事業 (主)天童寒河江線 (荒谷工区)
- (11)交通安全事業 (主)上山蔵王公園線 (蔵王温泉工区)
- (12)交通安全事業 (主)寒河江村山線 (要害工区)
- (13)交通安全事業 (主)新庄戸沢線 (下馬工区)
- (14)河川改修事業 大門川
- (15)河川改修事業 新井田川
- (16)土砂災害対策事業(急傾斜地) 岩波
- (17)土砂災害対策事業(急傾斜地) 平岡下
- (18)土砂災害対策事業(急傾斜地) 山楯
- (19)農地整備事業 戸沢

II 整備計画に対する意見

整備計画評価 (事後評価)

下記4件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

- (1) 安全安心なまちづくりと都市公園の長寿命化 (防災・安全)
- (2) 最上川流域における美しい暮らしと水環境の実現
- (3) より永く安心に使い続けることのできる最上川流域下水道の実現
(防災・安全)
- (4) 物流の活性化と賑わい空間創出計画 (防災・安全)

Ⅲ 公共事業全般に関する意見

1. 今後も大規模自然災害の発生が想定される中においては、県民の命に関わる箇所を優先して取り組むとともに、地域と連携した防災訓練の実施などソフト対策も推進し、県民の安全・安心の確保に努めること。
2. 道路事業等の実施にあたっては、児童や高齢者の安全確保及び周辺の自然環境の保全に十分考慮するとともに、地域一帯の景観との調和にも配慮すること。
3. 道路等は繋がることで効果が発揮されるため、用地取得に時間を要し、計画に遅れがある箇所については早期の解消に向け様々な手段を講じるなど、これまで以上に事業効果の早期発現に努めること。

令和3年度 山形県公共事業評価監視委員会委員名簿

役名	氏名	職名
委員長	かいやま みちひろ 貝山 道博	埼玉大学 名誉教授
委員	おおとも ゆきこ 大友 幸子	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	くまがい ひろみ 熊谷 弘美	フリーライター
委員	しもだいら ひろゆき 下平 裕之	山形大学人文社会科学部 教授
委員	ほりかわ けいこ 堀川 敬子	逢いの蔵 共同代表
委員	まつお しんたろう 松尾 慎太郎	東北公益文科大学公益学部 講師
委員	やなぎや りえ 柳谷 理恵	ぱれっと新庄介護施設 代表取締役
委員	やまぐち さよこ 山口 紗世子	山口法律事務所 弁護士
委員	わたなべ かつら 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

令和4年3月1日現在

【参 考】

令和3年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R03. 8. 16(月) 書面開催	貝山委員長 大友委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 松尾委員 柳谷委員 山口委員 渡部委員	○事業中評価について審議（16件） 全て事業継続が妥当
第2回 R03. 10. 15(金) 9:00～	貝山委員長 大友委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 柳谷委員 山口委員 渡部委員	○現地調査を実施 土砂災害対策事業 舟形 (13)交通安全事業（主）新庄戸沢線（下馬工区） (19)農地整備事業 戸沢 （ ）は、事業中評価の整理番号
第3回 R04. 1. 28(金) 13:30～ ウェブ開催	貝山委員長 大友委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 柳谷委員 渡部委員	○事前評価についての審議（12件） ○整備計画の事後評価についての審議（4件） ○事業中評価について審議（3件） ○公共事業評価に関する意見のとりまとめ

山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

